

仙台空港撮影・取材要領

(目的)

第1条 この要領は、仙台空港（以下「空港」とします。）内の仙台国際空港株式会社（以下「会社」とします。）の施設等において行われる映画、テレビ番組、CM等のための動画、写真の撮影（以下「撮影」とします。）及び報道機関等が行う取材（以下「取材」とします。）に関する許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」とします。）その他必要な事項を定めることにより、空港内の安全を確保し、秩序ある撮影又は取材活動を維持することを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この要領は、空港内における次の各号に掲げる撮影及び取材について適用します。

- (1) 劇場映画、テレビ番組、CM等の制作のため行う撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行う撮影
- (3) ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- (4) 教材、その他広報資料等の作成のため行う撮影
- (5) 新聞社、テレビ局、ラジオ局、通信社、出版社等が行う取材
- (6) その他会社が撮影又は取材と見なすもの

(撮影及び取材の場所)

第3条 撮影及び取材（以下「撮影等」とします。）のために使用できる場所は、一般来港者（送迎者、見学者等）が自由に立ち入ることができる区域とします。

- 2 前項以外の区域の撮影等については、原則認めないものとします。ただし、会社が認める特別な事情がある場合はこの限りではありません。
- 3 会社以外の航空会社、テナント、公的機関等が管理している設備等又は、場所で撮影等を行う場合には、撮影等を行う者（以下「撮影者等」とします。）は、会社の指示に従い、事前に各管理者等に承諾を得ることを条件とします。
- 4 立入禁止場所への出入口、保安検査場、検査員、検査機器、検査実施状況等の撮影はできません。
- 5 前項のほか、会社又は各管理者から撮影禁止場所の指示があった場合は、その指示に従ってください。

(撮影等の日時)

第4条 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始における撮影等は認めません。

ただし、空港管理上、会社が認めた特別な事情がある場合はこの限りではありません。

- 2 原則として、撮影時間は午前9時から午後5時までの間で会社が認めた時間とします。

ただし、空港管理上、会社が認めた特別な事情がある場合はこの限りではありません。

(手続き)

第5条 撮影者等は、撮影等の目的、日時、場所、人数、内容等を会社に連絡し、希望する撮影等の実施可否について、予め相談をしてください。

2 撮影者等は、撮影に必要な諸調整を会社、その他関係機関と完了させた後、撮影等を行おうとする日の7営業日前までに、会社が別途定める申請書を会社に提出してください。ただし、突発的事項に対する取材や会社が認めるやむを得ない事情により7営業日前までに提出ができない場合は、会社に申し出て、その指示に従ってください。

3 会社は、以下の各号に該当する場合は、撮影等を認めないことができます。

- (1) 爆発物、又は引火し易い物を使用する場合
- (2) 大型機材（カメラクレーン、レール等）を使用する場合
- (3) 臭気を発する物、長大物等で一般の迷惑になる物を持ち込む場合
- (4) 高音、声高等で一般の迷惑となる行為
- (5) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為
- (6) 暴力・乱闘シーン又は公序良俗に反する行為
- (7) 空港のイメージ低下につながる恐れがある場合
- (8) 空港内の電源及び備品を使用する場合
- (9) その他空港の管理上支障が生じる恐れがある場合

4 本条第2項の申請書提出後、申請内容に変更が生じる場合は、速やかに会社に協議してください。ただし、当日の変更は原則認めません。また、変更の内容によっては、会社は撮影等を認めない場合があります。

(撮影料)

第6条 撮影者等は、次に掲げるところにより会社に撮影料をお支払いください。

(1) 撮影料の額は下表のとおりとします。

料金区分	金額（消費税別途）
基本料金	30,000円/日
撮影に関与する人数1人当たり	3,000円/日 〔第4条各項のただし書きに該当する場合は、6,000円/日〕

(2) 撮影料は、撮影等を行う日の3営業日前までに会社指定の銀行口座へ振込みを完了してください。

2 前項の期日までに撮影料の納入がない場合は、空港内で撮影を行うことができません。

3 次の各号に該当する場合は、会社は撮影料を免除することができます。

- (1) 報道機関等による取材の場合
- (2) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行う場合
- (3) 空港関係事業者が、自社の広報や研修のために行う場合
- (4) 撮影日に撮影者等が航空機で出発又は到着する旅客である場合
- (5) 空港の広報宣伝に資すると会社が認めた場合
- (6) 会社の都合により撮影等を中止させた場合

(撮影料以外の料金)

第7条 撮影者等が、撮影等に当たって、有料待合室その他空港内有料施設や会社が管理する駐車場を使用する場合は、撮影料のほか各施設の使用料を別途支払ってください。

(撮影等の中止及び延期)

第8条 会社は国公賓等のVIPによる空港利用、悪天候等による旅客ターミナルビル等の混雑等が発生した時、撮影等の実施が空港の管理運営上支障が生じ、又はその恐れがある場合は、事前又は撮影等の実施中において、撮影等を中止させることができるものとします。

- 2 会社は、撮影者等がこの要領に違反したとき、若しくは会社の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ退去を求める等、必要な措置を講ずることができるものとします。また、今後の撮影についても許可しないなどの措置を講ずることができるものとします。

(撮影料の払い戻し)

第9条 撮影料は、会社の都合により撮影を中止させた場合を除き、返還しません。

- 2 会社の都合により撮影日時を変更した場合は、当該撮影料を変更後の撮影日の撮影料に振り替えることができます。

(撮影者等の責務)

第10条 撮影者等は、会社が別途定める空港での撮影・取材等に係る注意事項を遵守してください。また、撮影等に当たっては会社の指示に従ってください。

- 2 撮影等の実施に当たり現場責任者を定め、撮影等において事故又はトラブル発生防止に努めてください。
- 3 現場責任者は、撮影を安全かつ円滑に実施するため、撮影等の参加者を指揮並びに監督してください。

(禁止行為)

第11条 撮影者等は、次の各号に掲げる行為を行わないでください。

- (1) 許可を受けた場所以外で撮影等を行うこと。

- (2) 許可を受けた場所を撮影等以外の目的に使用すること。
- (3) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 会社の許可を受けずに、会社の施設等に商号、商標、広告その他これらに類する表示をすること。
- (5) 会社の許可を受けずに、撮影等を行う場所に造作すること。
- (6) 会社の許可を受けずに、撮影等に使用する機材以外のものを持ち込むこと。
- (7) 会社の許可を受けずに、会社の備品等を使用又は移動すること。
- (8) 会社の許可を受けずに、会社の電源等の設備を使用すること。
- (9) 会社の許可を受けずに、立入禁止区域に立ち入ること。

(原状回復)

第 12 条 撮影者等は、撮影終了後の撮影現場の原状回復並びに清掃等を速やかに行ってください。そのために必要な備品並びに清掃に要する人員の手配は、撮影者が行うものとします。

(損害賠償)

第 13 条 撮影者等が、故意又は過失により撮影等の場所、設備等を破損、汚損、亡失又はその他の行為により、会社、旅客又はその他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者等は直ちにその旨を会社に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償してください。

2 撮影者等は、旅客その他の第三者の故意又は過失により損害を受けた場合、会社に対し当該損害の賠償を請求することはできません。

(附則)

本要領は、2016 年 7 月 1 日より実施する。

(附則)

本要領は、2019 年 8 月 16 日より実施する。